

貴庁における滞納処分及び交付要求における損害賠償責任保険の保険金請求権の扱いについてお尋ねします。なお、選択をお願いしている設問には該当する番号の□のところに✓マークをお入れください。それ以外は質問の下の枠内の空欄にご記入ください。

問一 平成22年4月1日以降、製造物賠償責任保険等の損害賠償責任保険の保険金請求権に対して滞納処分もしくはそれらの保険金請求権の換価手続に対して交付要求を行ったことはありますか。

1. 行ったことはない

→1と答えられた場合は設問二にお答え下さい。

2. 行ったことがある

→2と答えられた場合は設問三、四にお答えください。

3. 統計を取っておらず全く不明である

→3と答えられた場合は設問五にお答えください。

問二 損害賠償責任保険の保険金請求権に対して滞納処分もしくはそれらの保険金請求権の換価手続に対して交付要求を行ったことがないのは、以下のいずれの理由によるものでしょうか

1. 事例が存在すれば行うが、そのような事例が存在しなかったため行っていない。

→1と答えられた場合は設問五にお答えください。

2. そのような事例の存否を問わず、損害賠償責任保険の保険金請求権は、被害者救済を目的とする面があるため、これらの処分を行わない扱いとしている。

→2と答えられた場合は設問六にお答えください。

問三 滞納処分及び交付要求それぞれの件数及び回収額をお教え下さい。

--

問四 滞納処分及び交付要求を行った事例について、損害賠償請求権者から保険法22条1項に基づく差押がなされていた件数をお教え下さい。

→これで設問は終了です。ご協力ありがとうございました。

問五 損害賠償責任保険の保険金請求権は、被害者救済を目的とする面があることを考慮して、滞納処分や交付要求の対象としないという扱いは存在するのでしょうか。

1. そのような扱いが存在する

→1と答えられた場合は設問六にお応え下さい。

2. そのような扱いは存在しない

→2と答えられた場合はこれで設問は終了です。ご協力ありがとうございました。

問六 そのような扱いは、どのような根拠に基づくものでしょうか。通達等が存在するのであればお教え下さい。これで設問は終了です。ご協力ありがとうございました。

ご協力ありがとうございました。

お問い合わせは消費者支援機構関西事務局（電話：06-6920-2911、mail：info@kc-s.or.jp）担当袋井までお願いいたします。